

2026年7月30日

「令和8年熊本地震」の被災者の方々に対する特別取扱いについて

このたびの「令和8年熊本地震」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔み申しあげますとともに、被災された方々には謹んでお見舞い申しあげます。

当社は、被災されたお客様に対して、下記の特別なお取扱いを実施しております。

詳細は、アフラック コールセンターまでお問い合わせください。

記

1. 災害を原因とした保険金・給付金等の全額お支払い（対象：災害保障のある保険契約）

約款上地震による災害免責規定を適用せず、災害を原因とした保険金・給付金等のご請求については全額お支払いいたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長（対象：全ての保険契約）

被災により保険料のお払い込みが困難な場合、お客様からのお申し出により保険料のお払い込み期限を最長6か月延長いたします（最長の場合、2027年1月31日まで）。

3. 保険金・給付金、契約者貸付等の簡易迅速なお支払い

（対象：保険金・給付金および契約者貸付をこれから請求される保険契約）

必要書類を一部省略するなど、保険金・給付金、契約者貸付金等を迅速にお支払いいたします。

4. 入院給付金のお支払いに関するお取扱い

病院の事情により被災後ただちに入院できず、臨時施設等で医師の治療を受け、その後入院された場合、被災日から入院したものとみなして入院給付金をお支払いいたします。

以下の場合、本来必要であった入院期間について医師の証明書をご提出いただくことで、入院していたものとみなして入院給付金をお支払いいたします。

(a) 病院の事情により退院が早まり、その後臨時施設等で治療を受けた場合

(b) 病院の事情により入院できず、臨時施設等で治療を受けた場合

【お問い合わせ先】アフラック コールセンター

0120-016-830

（月～金）9:00～18:00 （土）9:00～17:00

※祝日・年末年始を除く

※携帯電話からでも通話可能です

以上